

令和3年2月定例会 総務委員会（事前）

令和3年2月5日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

浪越委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（15時13分）

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案、当初予算案の概要、補正予算案の概要、説明資料、説明資料（その2））

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 令和3年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第19号 令和3年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第20号 令和3年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 令和3年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第34号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第58号 包括外部監査契約について
- 議案第60号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第10号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

な し

板東経営戦略部長

2月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和3年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案61件及び報告3件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第27号及び第60号の28件、条例案が第28号から第51号及び61号の25件、負担金議案が第52号及び第53号の2件、その他の議案が第54号から第59号までの6件、報告につきましては第1号から第3号の3件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中ではありますが、令和2年度2月補正予算案及び徳島県税条例の一部改正を2月18日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、収用委員会委員及び予備委員、海区漁業調整委員会委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提出を予定いたしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、予算案につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元に別途お配りしております、令和3年度当初予算（案）の概要を御覧くだ

さい。

1 ページに記載のとおり、今回は令和3年度当初予算案と令和2年度1月補正予算及び令和2年度2月補正予算案を合わせた15か月予算として編成しており、令和3年度当初の一般会計予算の総額はA欄のとおり、5,147億100万円としております。

その下のB欄には令和2年度1月補正予算がありまして、55億8,708万2,000円、さらに、その下のC欄には令和2年度2月補正予算として375億7万8,000円、三つを合わせた合計は15か月予算として、D欄の5,577億8,816万円となっております。

令和3年度当初予算の規模は、E欄の前年度当初予算に対して101.8パーセントとなっております。また、15か月予算の規模は、前年度14か月予算F欄に比べ、106.4パーセントとなっております。

2 ページをお開きください。

当初予算における歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明申し上げます。

01の県税につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を勘案し、前年度比5.8パーセント減の730億円を計上しております。

03の地方譲与税につきましては、地方財政対策や前年度収入見込みなどを勘案し、前年度比46.4パーセント減の79億8,000円を計上しております。

05の地方交付税につきましては、地方財政対策の伸び率及び新たな歳出枠である地域デジタル社会推進費の創設などを勘案し、前年度比3.0パーセント増の1,540億円を計上しております。

09の国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増などにより、前年度比21.1パーセント増の799億4,000万円を計上しております。

15の県債につきましては、臨時財政対策債が発行増となる一方、退職手当債の発行減などにより、前年度比2.2パーセント減の559億1,200万円を計上しております。

次に、3 ページを御覧ください。

歳出の款別内訳であります。

その主なものを御説明申し上げます。

02の総務費につきましては、青少年センター機能移転事業の増などにより、前年度比2.7パーセント増の283億2,200万円を計上しております。

04の衛生費につきましては、入院患者のための病床確保事業、軽症者等の療養体制確保事業の増などにより、前年度比79.6パーセント増の463億5,400万円を計上しております。

07の商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業の増などにより、前年度比4.3パーセント増の686億9,000万円を計上しております。

09の警察費につきましては、警察署整備事業の減などにより、前年度比12.8パーセント減の215億6,500万円を計上しております。

続きまして、4 ページをお開きください。

性質別歳出の内訳であります。

人件費につきましては、職員数の変動や新陳代謝に伴う減などにより、前年度比2.4パーセントの減となっております。

扶助費につきましては、このとり応援事業、介護給付費等負担金の増などにより、前年度比2.3パーセントの増となっております。

投資的経費につきましては、災害復旧事業や警察署整備事業の減などにより、前年度比10.9パーセントの減となっております。

負担金、補助金につきましては、入院患者のための病床確保事業、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業の増などにより、前年度比27.9パーセントの増となっております。

5ページには特別会計の状況について、6ページには公営企業会計の状況について、それぞれ記載しております。

次に、お手元にお配りしております令和2年度2月補正予算（案）の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、国の補正予算に即応し、新型コロナ、人口減少、災害列島の三つの国難打破に向け、令和3年度当初予算、令和2年度1月補正予算と合わせ、三つの国難打破！15か月予算として編成したものであり、補正予算の規模といたしましては2に記載のとおり、375億7万8,000円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金及び県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費から教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりであります。

なお、今回の2月補正予算案につきましては、迅速かつ円滑な事業実施により効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして、御説明申し上げます。

第28号の条例改正につきましては、食品衛生法等の一部改正に伴い、同法に基づく営業の許可に係る審査手数料の業種及び額を改めるものであります。

第29号の条例改正につきましては、大気汚染防止法等の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第30号の条例廃止につきましては、食品衛生法の一部が改正され、魚介類の行商に係る営業の届出制度が創設されたことに伴い、廃止するものであります。

第31号の条例改正につきましては、公衆浴場の衛生等管理に関する国の要領が改められたことに鑑み、風紀に必要な措置の基準について、所要の改正を行うものであります。

第32号の条例改正につきましては、食品衛生法の一部が改正され、食品等の自主回収の届出制度が創設されたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

第33号の条例改正につきましては、食品衛生法等の一部が改正され、ふぐ処理営業について、公衆衛生上必要な措置に関する基準が厚生労働省令で定められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第34号の条例改正につきましては、業務の効率化に資するため、サービスの宣誓書における押印を不要とするものであります。

第35号の条例改正につきましては、市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするものであります。

第36号の条例改正につきましては、特定非営利活動促進法の一部が改正され、事務の簡素化、合理化が図られたこと等に鑑み、関係条例について所要の整備を行うものであります。

裏面を御覧ください。

第37号の条例改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第38号の条例改正につきましては、徳島県立男女共同参画交流センターの更なる支援機能の充実を図るとともに、当該施設名称を改めるものであります。

第39号の条例改正につきましては、徳島県立博物館の常設展を一新することに伴い、観覧料の額を改めるものであります。

第40号の条例廃止につきましては、対象事業が終了したことに伴い、基金を廃止するものであります。

第41号の条例改正につきましては、徳島県立農林水産総合技術支援センター、かんきつテラス徳島の利用者の利便性向上に資するため、講堂等の利用時間の延長に伴う使用料の額を定めるものであります。

第42号の条例改正につきましては、国営吉野川北岸二期土地改良事業の施行に伴い、負担金の総額等を定めるものであります。

第43号の条例改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、手数料の額を定めるものであります。

第44号の条例改正につきましては、都市公園法施行令の一部が改正されたことに鑑み、滞在快適性等向上公園施設である建築物面積の都市公園の敷地面積に対する割合の特例を定めるものであります。

第45号の条例改正につきましては、業務の効率化に資するため、徳島県建築審査会の会議録における押印を不要とするものであります。

第46号の条例廃止につきましては、基金の設置目的を達成するため、廃止するものであります。

第47号の条例改正につきましては、児童生徒数の変動に伴う学級数の減少等に鑑み、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるものであります。

第48号の条例改正につきましては、徳島県立しらさぎ中学校が設置されたことに伴い、夜間の勤務に応じた手当を支給することとするものであります。

第49号の条例改正につきましては、民法改正による法定利率の引下げ等に鑑み、徳島県奨学金に係る延滞利息の割合を引き下げるものであります。

第50号の条例改正につきましては、業務の効率化に資するため、警察職員のサービスの宣誓書における押印を不要とするものであります。

第51号の条例改正につきましては、食品衛生法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第52号及び第53号の受益市町負担金につきましては、地すべり等防止法等の規定により、議決をお願いするものであります。

第54号の地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期計画の認可につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期計画を認可するに当たり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議決をお願いするものであります。

第55号及び第56号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をお願いするものであります。

第57号の徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものであります。

第58号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、令和3年度の包括外部監査を弁護士堀井秀知氏に委託する契約について、議決をお願いするものであります。

第59号の公平委員会の事務の受託の廃止に関する協議につきましては、関西広域連合の公平委員会の事務の受託を廃止することについて、地方自治法第252条の14の規定により、議決をお願いするものであります。

第60号につきましては、先ほど御説明いたしました令和2年度2月補正予算案でございます。

第61号の条例改正につきましては、令和2年度2月補正予算案に関連して、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるため、所要の改正を行うものであります。なお、補正予算案に関連する改正であるため、第60号と併せて、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分^{せんけつしゅぶん}の報告につきましては5件で、合計金額は146万5,048円となっております。

報告第2号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分^{せんけつしゅぶん}の報告につきましては16件で、合計金額は259万6,130円となっております。

報告第3号、損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分^{せんけつしゅぶん}の報告につきましては3件で、合計金額は66万7,997円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案6件、条例案2件、その他議案1件、報告1件でございます。

はじめに、お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和3年度経営戦略部等主要施策の概要につきまして御説明いたします。

1 点目は未来につなげる広報広聴の推進であります。

高齢者や障がい者、外国人などダイバーシティの視点に立つとともに、県内外はもとより海外からもより多くの徳島ファンを獲得するため、SNSをはじめ多様な媒体を活用し、＃とくしまと繋がり^{つな}たいなど統一したキーワードを用い、ターゲットを絞った戦略的な情報発信に努めてまいります。

2 点目は私立学校の振興であります。

全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができる環境を構築するため、私立高等学校等の授業料軽減補助や私立学校の経営の安定化、魅力ある学校づくり等に向けた取組を支援することにより、私立学校の振興に努めてまいります。

3点目は行財政改革と適正な人事管理の推進であります。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。また、能力実証主義による適正な人事管理に努めるとともに、若手職員対象の研修をはじめ、職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に取り組んでまいります。

4点目は職員のメンタルヘルス対策の推進であります。

職員が心身ともに健康で、安心して働くことのできる活力ある職場づくりを推進するとともに、病気休職中などの職員の円滑な職場復帰を支援するため、メンタルヘルス相談や研修、ストレスチェック等を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

5点目は財政の健全性の確保であります。

令和3年度の財政運営は、新型コロナ、人口減少、災害列島という三つの国難を打破し、史上最大の危機を切り抜けるため、緊急事態宣言を受けた緊急の1月補正、国の経済対策に即応する2月補正と一体的に15か月予算として切れ目なく編成し、ウイズコロナ時代を乗り越え、アフターコロナを見据えた未来への取組を推進してまいります。

また、財政構造改革基本方針に基づき、歳入、歳出両面にわたる改革に取り組み、未来投資を支える持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

続いて、2ページをお開きください。

6点目は公民連携による資産活用力の向上及び県有財産の活用・長寿命化の推進であります。

P P P／P F I 事業への県内企業の積極的参画を促進するため、県内の企業や県、市町村等で構成するプラットフォームを活用し、実務知識習得や企画、立案スキルの更なる向上を図ってまいります。

また、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化対策をはじめとする長く、賢く使う最適化対策を推進することとしており、万代庁舎においては、給排水衛生設備の大規模改修と屋内点字ブロック等の改修を実施してまいります。

7点目は県税収入の確保であります。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について県と市町村の税務職員の相互併任等、市町村への各種徴収支援策を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

8点目は行政情報化、情報セキュリティ対策の推進及びデジタル社会の実現であります。

庁内の情報ネットワークやシステムの機能強化と安定運用に努めるとともに、強固なセキュリティ対策を実施してまいります。また、県民サービスの向上及び行政の簡素化、効率化を図るため、業務やシステムの最適化に加え、A I ・ R P A 等、最新のテクノロジーを全庁展開することにより、業務改革を加速してまいります。

また、5Gの活用により地域の課題解決を図るため、万代庁舎をはじめ県内各所において整備したローカル5G環境を活用し、県内ネットワークの高速化を推進してまいります。

9点目は効率的総務事務処理の推進であります。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行いたしますとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

3ページを御覧ください。

10点目は職員の職務執行の適正確保及び事業評価の実施並びに情報公開制度・個人情報保護制度及び広聴事業の推進であります。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や各種監察の実施、不当要求対策等に取り組むとともに、県政運営評価戦略会議による事業評価を行ってまいります。また、開かれた県政を推進するため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、個人情報の適正な取扱いが図られるよう努めてまいります。

さらに、県民の要望、意見等を的確に把握し、県施策に反映させるため、各部局と連携した効果的な県政情報の提供や若者の県政参加の促進に取り組むなど、県民広聴事業の一層の充実を図ってまいります。

11点目は農林水産関係団体等への検査の実施であります。

農林水産関係団体や公益法人、私立学校及び社会福祉法人等の適正かつ健全な運営を確保するための検査を実施してまいります。

12点目は適正な条例案等の審査事務及び文書管理事務の実施であります。

行政の円滑な執行に資するため、条例案等の適正な審査に取り組むとともに、文書の收受、審査、保存等の文書管理事務を適正に実施してまいります。

13点目は適正な公金管理であります。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適正な管理に努めるとともに、財務会計システム等の安定運用と機能強化、一般歳入金のキャッシュレス決済導入など適正かつ効率的な会計事務を推進してまいります。また、関係機関と連携し、大規模災害発生時における資金安定供給体制の強化を図ってまいります。

14点目は入札事務の適正な執行及び公共工事の品質確保であります。

入札制度の適正な運用を図り、談合等の不正行為を排除し、公正性、競争性、透明性の確保された入札事務の執行に努めてまいります。また、工事検査を適切に実施するとともに、検査業務の効率化と公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

次に、4ページをお開きください。

令和3年度一般会計当初予算案につきましては、総額が1,184億4,201万3,000円となっております。

5ページを御覧ください。

令和3年度特別会計当初予算案につきましては、総額が1,433億5,605万9,000円となっております。

次に、課別主要事項について、御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報広聴に必要

な経費等を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

総務課につきましては、新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための経費、また、本県私立学校の振興に資するための経費等を計上いたしております。

8ページをお開きください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び行財政改革に要する経費、また研修に要する経費等を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費等を計上いたしております。

10ページをお開きください。

財政課につきましては、10ページから11ページにかけて記載いたしておりますが、一般会計において各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について記載のとおり計上いたしております。

12ページをお開きください。

管財課につきましては、12ページから13ページに記載いたしておりますが、一般会計において県有財産管理費、万代庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計で用度事業特別会計について記載のとおり計上いたしております。

14ページをお開きください。

税務課につきましては、14ページから17ページに記載いたしておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計で証紙収入特別会計について記載のとおり計上いたしております。

県税等の収入見込額につきましては、16ページに記載のとおり計上しており、この内訳につきましては、次の17ページのとおりでございます。

18ページをお開きください。

スマート県庁推進課につきましては、スマート県庁推進に要する経費等を計上いたしております。

19ページを御覧ください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしております。

20ページをお開きください。

監察局監察評価課につきましては、監察事務執行及び行政評価事務執行に要する経費やすだちくんテラスを活用した事業に要する経費等を計上いたしております。

21ページを御覧ください。

監察局法人検査課につきましては、農林水産団体等の検査事務に要する経費等を計上いたしております。

22ページをお開きください。

監察局法制文書課につきましては、法令審査や文書管理事務に要する経費等を計上いたしております。

23ページを御覧ください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また、特別会計で証紙収入特別会計を記載のとおり計上いたしております。

24ページをお開きください。

出納局公共入札検査課につきましては、工事検査に要する経費等を計上いたしております。

25ページを御覧ください。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を記載のとおり計上いたしております。

続きまして、債務負担行為について、26ページをお開きください。

表の1行目、財政課につきましては、共同発行市場公募地方債を、本県を含め36の地方公共団体が共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また、税務課は東部県税局自動車税庁舎空調設備工事請負等契約、納税通知書等作成業務委託契約につきまして限度額の設定をお願いするものでございます。

27ページから28ページにかけまして、御覧ください。

地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては、29ページから30ページに、条例案2件、その他議案1件を記載いたしておりますが、内容につきましては、先ほど全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

31ページをお開きください。

（2）専決処分 of 報告についてでございますが、ア、県有車両の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり、4件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、大阪府茨木市ほか在住の方2名と、賠償金額18万3,706円で和解したものであり、県車両が店舗駐車場からバックして車道に進入した際、交差点で停車中の相手車両に接触したものでございます。

2件目が、吉野川市在住の方と賠償金額75万4,000円で和解したものであり、県車両が車道を走行中、車線を逸脱し、対向車線を走行中の相手車両に接触したものでございます。

3件目が、徳島市在住の方と賠償金額4万2,092円で和解したものであり、県車両が駐車場において、バックで駐車しようとした際、隣の区画に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

4件目が、徳島市在住の方と賠償金額39万1,250円で和解したものであり、県車両が駐車場で方向転換しようとした際、左前方に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

県有車両の交通事故は、県行政への信頼を損なうものであり、職員研修や各種会議等を通じ注意喚起を行っておりますが、今後とも、職員の安全運転や交通法規の遵守をなお一層徹底し、交通事故防止に向けしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

こちらは、令和2年度2月補正予算案でございます。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算案につきましては、今回の補正額が1億3,675万6,000円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして、1,210億4,844万3,000円となっております。

続きまして、2 ページをお開きください。

イ、課別主要事項について御説明申し上げます。

秘書課につきましては、とくしまPR公告創出事業といたしまして、広告のデザイン公募費用や制作費用などコロナ禍の事業者を支援するとともに、徳島県をPRする広告の掲出に要する経費を計上いたしております。

総務課につきましては、私立学校WITHコロナ支援事業といたしまして、私立学校における保健衛生用品の購入などウイズコロナ対策の支援に要する経費等を計上いたしております。

3 ページを御覧ください。

スマート県庁推進課につきましては、行政のデジタル化をより一層加速させるため、県庁会議室のオンライン会議環境の整備や、ローカル5G環境の整備に要する経費等を計上いたしております。

会計課につきましては、一般歳入金キャッシュレス決済推進事業としまして、財務会計システムの改修に要する経費の補正を計上しております。

4 ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、秘書課、総務課、スマート県庁推進課、会計課におきまして、1億3,375万6,000円の繰越しをお願いするものでございます。

5 ページを御覧ください。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり、補正前の限度額が609億5,100万円、補正後の限度額が788億7,300万円であり、179億2,200万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

どうぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（15時45分）